

香川県留学生住宅確保支援制度

「香川県留学生住宅確保支援制度」は、留学生の受入れを促進するため、公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県、留学生を受け入れる香川県内の大学・短大・香川高等専門学校(以下「大学等」という。)、公益社団法人香川県宅地建物取引業協会などとの連携協力のもとに、留学生がより安定した居住環境の中で安心して学生生活を営めるよう支援する制度です。

香川県留学生住宅確保支援制度

連帯保証引受け制度

連帯保証引受け制度

留学生が、民間アパート、下宿等を賃借する場合、公益財団法人香川県国際交流協会が連帯保証人となる制度です。

※利用にあたっては、留学生であること、契約期間中、公益財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償に加入することが条件で、大学等の推薦を受けなければなりません。

詳しくは、大学等の留学生担当窓口または公益財団法人香川県国際交流協会へお問い合わせください。

●手続きの流れ

1

大学等の留学生担当窓口で留学生住宅確保支援制度（連帯保証引受け制度）の説明を受けてください。

2

住宅物件を選びます。（不動産業者・貸主）

3

賃主との間で、物件の賃借を内定します。
※標準契約書の「標記」欄に必要事項を記入。

4

大学等の留学生担当窓口で、公益財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償 払込票」の交付を受け、加入手続きを行ってください。（銀行等金融機関・コンビニ店舗）

5

大学等の留学生担当窓口で「留学生住宅確保支援制度」の利用申請を行い、大学等が発行する「留学生住宅確保支援制度推薦書」と「留学生住宅総合補償加入者控」と標準契約書3部（必要事項記載・借主留学生押印・割印）を持って、公益財団法人香川県国際交流協会で「留学生住宅確保支援制度」の利用手続きを行います。

6

公益財団法人香川県国際交流協会は、「標準契約書」の保証人欄に3部記名押印し、2部を留学生に手渡します。

7

留学生は、貸主と契約を締結し、大学等の留学生担当窓口に契約の成立を報告します。

8

入居開始

公益財団法人香川県国際交流協会

760-0017 高松市番町1-11-63

TEL 087-837-5901 FAX 087-837-5903

